特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

蟹江町長

公表日

令和6年6月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当に関する事務					
②事務の概要						
③システムの名称	 児童手当システム 宛名システム 中間サーバー 統合宛名管理システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) マイナポータル申請管理システム 申請管理システム 					
2. 特定個人情報ファイル	ル名					

- 1. 児童手当情報ファイル 2. 宛名ファイル
- 3. 統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第1項 別表の81の項
- 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め
- る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)44条、74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び 第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>(選択肢>り実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条表中106、107、160の項、第108条、第109条、162条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表81の項 ・主務省令 第2条表中42の項 第44条

5. 評価実施機関における担当部署								
①部署	民生部こども福祉課							
②所属長の役職名	こども福祉課長							
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求							
請求先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 総務課 Tel:0567-95-1111							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								
連絡先	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 こども福祉課 Tel:0567-95-1111							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月30日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年6月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目記 2) 基礎項目記 3) 基礎項目記	 価書 価書及び 価書及び	重点項目評価書 全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ重	点項目記	呼価書又は全項目評価書におい					
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			Е]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。)	Е]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手)) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ	れている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ					
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監	<u></u> 査			
9. 従業者に対する教育・日	8発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分に行っ 3)十分に行っ	ている	ะเงอ			

変更箇所

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和6年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	略 ⑨盤江町子育て世帯臨時特例給付金事業関係 事務 申請、届出等は窓口、郵送での書類の受入以 外に、サービス検索・電子申請機能で受領す る。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第 ニに基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照 会と提供を行う。	略 ⑨蟹江町子育て世帯臨時特例給付金事業関係 事務 ⑩令和5年度低所得の子育て世帯に対する子 育て世帯生活支援特別給付金給付事業 申請、届出等は窓口、郵送での書類の受入以 外に、サービス検索・電子申請機能で受領す る。 なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	令和5年度低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金給付事業について、特定個人情報保護評価に関する規則第九条第2項により、事後評価を行ったため	
令和6年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の56の項、 101の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第44条 3.別表第一の主務省令第74条、別表第一告示 4.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律第 9条及び第10条	1. 番号法第9条第1項 別表の81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)44条、74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び第10条	事後	法令改正により、記載の根拠法令等を変更	
令和6年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第40、40の2条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87、121の項・主務省令第19、44条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9 号。以下「主務省令」という。)第2条条中106、 107、160の項、第108条、第109条、162条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表81の項 ・主務省令 第2条表中42の項 第44条	事後	法令改正により、記載の根拠法令等を変更	
令和6年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	民生部子ども課	民生部こども福祉課	事後	機構改革による担当部署の変更	
令和6年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子ども課長	こども福祉課長	事後	機構改革による担当部署の変更	
令和6年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②所属長の役職名	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三 丁目1番地 蟹江町役場 子ども課 Tel:0567-95-1111	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三 丁目1番地 蟹江町役場 こども福祉課 Tel:0567-95-1111	事後	機構改革による担当部署の変更	
令和6年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年6月30日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和6年6月30日	事後	評価書の見直しに伴い、計数 時点を最新のものに更新	